トナミ運輸株式会社 安全管理規程

目次

第一章 総則

第二章 輸送の安全を確保する為の事業の運営方針等

第三章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理の体制

第四章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理の方法

第一章 総則

(目的)

第一条 この規程(以下「本規程」と言う)は、貨物自動車運送事業法(以下「法」と言う)第15条及び第16条の規程に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、輸送の安全の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第二条 本規程の適用は、当社の貨物運送事業に係る全ての事業所を範囲とする。

第二章 輸送の安全を確保する為の事業の運営方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

- 第三条 社長は、輸送の安全確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
 - (2) 輸送の安全に関する計画の策定・実行・チェック・改善(Plan・Do・Check・Act) を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に 関する情報は必要に応じ積極的に公表する。

(輸送の安全に関する重点施策)

- 第四条 前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。
 - ① 輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を厳守すること。
 - ② 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
 - ③ 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講ずること。

- ④ 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達共有すること。
- ⑤ 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確の 実施すること。
- (2) 傘下グループ企業が密接に協力し、一丸となって輸送安全の向上に努める。
- (3) 下請事業者を利用する場合にあっては、下請事業者の輸送の安全確保を阻害するような行為を行わない。更に、下請事業者と長期契約を結ぶ等の密接な関係にある場合は、可能な範囲において、下請事業者の輸送の安全向上に努力するよう努める。

(輸送の安全に関する目標)

第五条 第三条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

(輸送の安全に関する計画)

第六条 前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保する為に必要な計画を作成する。

第三章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理体制

(社長等の青務)

- 第七条 社長は、輸送の安全確保に関する最終的な責任を有する。
 - (2) 経営トップは、輸送の安全確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講ずる。
 - (3) 経営トップは、輸送の安全確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
 - (4) 経営トップは、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切 かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

(社内組織)

- 第八条 次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保について責任ある体制を構築し、輸送の安全を確保するための企業統治を適確に行う。
 - (ア) 安全統括管理者
 - (イ) 運行管理者
 - (ウ) 整備管理者
 - (エ) その他必要な責任者
 - (2) 主管支店長は、安全統括管理者の命を受け、輸送の安全確保に関し、管内事業所長を統括し、指導監督を行う。

- (3) 事業所長は、主管支店長の命を受け、輸送の安全確保に関し、事業所内各課を統括し指導監督を行う。
- (4) 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者 が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、被害等に対応する場 合も含め、別に定める組織図による。

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第九条 取締役のうち、貨物自動車運送事業輸送安全規則第2条の6に規定する要件を 満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
 - (2) 安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
 - ① 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
 - ② 身体の故障その他やむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
 - ③ 関係法令等の違反又は輸送の安全確保の状況に関する確認を怠る等により、 安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全確保に支障を およぼす恐れがあると認められるとき。

(安全統括管理者の責務)

- 第十条 安全統括管理者は、次に揚げる責務を有する。
 - ① 全社員に対し関係法令等の遵守と輸送の安全確保が最も重要であるという 意識を徹底すること。
 - ② 輸送の安全確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること。
 - ③ 輸送の安全に関する方針、重点施策・目標及び計画を確実に実施すること。
 - ④ 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること。
 - ⑤ 輸送の安全確保の状況について、定期的、あるいは必要に応じて、内部監査 を行い経営トップに報告すること。
 - ⑥ 経営トップに対して、輸送の安全確保に関し、必要な改善に関する意見を述べるなど措置を講ずること。
 - ⑦ 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
 - ⑧ 輸送の安全を確保する為、社員に対して必要な教育又は研修を行うこと。
 - ⑨ その他の輸送の安全確保に関する統括管理を行うこと。

第四章 輸送の安全を確保する為の事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

第十一条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、あるいは目標を達成すべく計画 に伴い重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第十二条 経営トップと現場や運行管理者と運転者等との双方の意思疎通を十分に行う ことにより、輸送の安全に関する情報が必要かつ適切に社内において伝達され、 共有されるように努める。又、安全性を損なうような事態を発見した場合には、 看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講ずる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第十三条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は別に定めるところによる。
 - (2) 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、経営トップ又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。
 - (3) 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図ると共に、第一項 の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に 進むよう必要な指示を行う。
 - (4) 自動車事故報告規則(昭和二十六年運輸省令第百四号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第十四条 第五条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成の教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第十五条 安全統括管理者は、自ら又は安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。
 - 又、重大な事故、災害等が発生した場合には、緊急に輸送の安全に関する内部 監査を実施する。
 - (2) 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、経営トップに報告するとともに、輸送の安全確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置又は予防措置を講ずる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

- 第十六条 安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果 や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全確保のために必要 と認める場合には、輸送の安全確保のために必要な改善に関する方策を検討 し、是正措置又は予防措置を講ずる。
 - (2) 悪質な法令違反等により重大事故を起した場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりも更に高度の安全確保の為の措置を講ずる。

(情報の公開)

- 第十七条 輸送の安全に関する組織体制及び指示命令系統、基本的な方針、重点施策、 目標、計画、輸送の安全に関する投資の実績額、事故、災害等に関する報告 連絡体制、安全統括管理者、安全管理規程、輸送の安全に関する教育及び研 修の計画、内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容、自動車事故報告書規 則に基づく重大事故情報その他の輸送の安全に関する情報については、毎年 度、外部に対し公表する。
 - (2) 事故防止策及び輸送の安全確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

- 第十八条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び必要かつ適切に見直しを行う。
 - (2) 輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置を記録し、これを三年間保存する。
 - (3) 第二項に揚げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

以上